

限度額適用認定証の取扱いについて

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、健康保険証に替えて、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みとなりました。これに伴い、肝がん・重度肝硬変医療費助成（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）の申請に必要なとなる限度額適用認定証※の取扱いについてご案内します。

（※）以下、限度額適用・標準負担額減額認定証を含みます。

70歳未満の方

① 健康保険証に替えて、マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したものを提出する場合

➡ 限度額適用認定証の写しの提出は**不要**です

※「資格情報画面」の印刷にあたっては、保健医療局ホームページに記載されている「資格情報画面の印刷方法の例」をご参照いただき、必要な事項がすべて表示されていることをご確認ください。

※ 高額療養費の限度額の適用区分が表示されていることを必ずご確認ください。

保健医療局ホームページ（健康保険証の新規発行終了に関する指定難病等の医療費助成各種手続について）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/hokensyo>



② 健康保険証の写しを提出する場合

➡ 限度額適用認定証の写しの提出が**必要**です

③ 資格確認書の写しを提出する場合

➡ 資格確認書に高額療養費の適用区分が記載されている場合を除き、限度額適用認定証の写しの提出が**必要**です

※ 資格確認書に適用区分が記載されている場合は、限度額適用認定証の提出は不要です。

70歳以上の方

限度額適用・標準負担額減額認定証の写しの提出は**不要**です

【お問い合わせ先】 東京都 保健医療局 保健政策部 疾病対策課

○制度について
疾病対策推進担当 電話：03-5320-4476

○申請について
難病認定担当 電話：03-5320-4472

東京都 肝がん 助成

🔍 検索

